資料５

若宮町内会　会則

令和５年４月２日 改定

若　宮　町　内　会

第１条　〈目的〉
本会は会員相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な協働事業を行い、健康で安心して生活できる地域社会を造ることを目的とする。

第２条　〈名称〉
本会は若宮町内会と称する。

第３条　〈組織地域〉
本会は鎌倉市由比ガ浜、二丁目、三丁目、四丁目の一部に居住する世帯、又は事業所等をもって組織する。

第４条　〈事務所〉
本会の事務所を会長宅に置く。

第５条　〈会則の改定〉
本会則で定めるものの外、必要な事項は通常総会の決議を経て、内規で定めることが出来る。

第６条　〈会員の加入資格〉
会員の加入資格は次の通りとする。
(1)第３条の規定に基づく居住世帯、又は事業所等を単位として加入する。

第７条　〈会員の加入脱退〉
(1)会員の資格を有する者は、本会に加入申込のうえ諾否を得ること。
(2)本会を脱会せんとする会員は、本会に通知しなければならない。

第８条　〈除名〉
本会は役員会の決議により、次の各号に該当する会員を除名することが出来る。
(1)本会の事業を利用して不正の行為があるとき。
(2)本会の事業を妨げ又は妨げようとする行為があるとき。

第９条　〈経費〉
本会の運営経費は、次なる収入をもつてこれに充てる。
(1)収入は会費、補助金、協賛金、その他をもって充てる。
(2)会費の金額、徴収方法等の変更については役員会の決議を経て、通常総会の承認を得ること。

第10条　〈事業〉
本会は第１条の目的を達成するための事業を行う。
(1)地区内の安心安全を増進するため、共同施設の管理整備等の事業を行う。
(2)会員の福利厚生、親睦交流をはかるために必要な事業を行う。
(3)その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第11条　〈本会の構成〉
本会に次の役員及び組班長を置き、本会を構成する。
(1)会長　壱名　　副会長　参名　　理事　若干名　　会計　壱名　　監事　弐名
他に相談役、顧問を置くことが出来る。
(2)民生委員児童委員、青少年指導員、は本会の会務を補佐する理事とする。
(3)シニア会会長、子ども会会長は本会の役員の構成員とする。
(4)町内を区分した区域に組班長を置く。
(5)会長は役員の中から互選により選出し、総会で承認を得る。

(6)副会長以下の諸役員は会長が指名し、総会の承認を得る。
(7)役員会の決議により、総会の承認を得て、名誉役員を置くことができる。

第 12 条　〈役員及び組班長の選任及び任期〉
会長、副会長、諸役員は役員の中から互選により選出し、その任期は 2 年とする。再任はこれを妨げない。
(1)会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によって副会長がその職務を代行する。
(2)役員の事故あるときは理事の互選により代行する。
(3)補欠のため選出された役員の任期はその前任者の残留期間とする。
(4)組班長は区域会員の推薦により選任する。任期は 1 年以上とし再選を妨げない。

第 13 条　〈役員及び組班長の職務〉
会長は本会を代表し会務を総理し総会及び役員会の議長となる。
(1)副会長は会長を補佐し会務を遂行する。
(2)各理事は担当する会務を遂行する。
(3)会計は本会の経理を担当する。
(4)監事は事業及び会計の監査を行う。
(5)組班長は、町内会の総務、環境、防災、防犯、福祉、その他等に係わる町内会活動の遂行に際し、受持ち区域会員との事務調整連絡に当たる。

第 14 条　〈会議〉
(1)本会の会議は通常総会、臨時総会、役員会、組班長会とする。
(2)会議は会長が召集し議長となる。
(3)通常総会は毎年 4 月に開催し、会員により選任された前年度並びに新年度の組班長を総会の代議員としこれを構成代議委員と定め、2 分の 1 以上の出席を要する。止むを得ないときは、委任状をもって出席に変えることが出来る。
(4)臨時総会は、会員の 3 分の 1 以上の要請があったとき、役員会の協議を経て、会員の 2 分の 1 以上の出席を得て成立開催される。
(5)会議は出席者の総数の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 15 条　〈役員会〉
次の事項を審議する。
(1)諸計画の実施に関する事項。
(2)総会に提出する諸議案。
(3)その他会長が付議した事項。

第 16 条　〈通常総会〉
通常総会は次の事項を審議決定する。
(1)予算決算に関する事項。
(2)事業諸計画に関する事項。
(3)役員、組班長の選任に関する事項。
(4)会則変更に関する事項。
(5)その他必要と認めた事項。

第 17 条　〈事業会計年度〉
本会の事業会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付記　この会則は平成 20 年 4 月 20 日の総会において改定されたものです。

内規　〈本会に次なる内規を定める〉

1 条　〈会員に慶弔あるときは次の進物を呈する〉
1)弔慰金
会員及び同居している家族が死亡したとき、一金 5,000 円を呈する。
２)祝い金
会員及び同居している家族が 80 歳もしくは 100 歳の慶事を迎えたとき、一金 5,000 円及び記念品を呈する。

2 条　〈慰労金〉
役員が退任したとき、又は会務に功労があったと認められた者には慰労金及び記念品を呈する。
1)会長は在任 1 年につき、一金 3,000 円を加算し支給する。
2)副会長、会計は在任 1 年につき、一金 2,000 円を加算し支給する。
3)他の役員には在任年数に見合う金額又は記念品をもってこれに代える。
4)その他については、役員会において協議する。

3 条　〈会費の徴収と返金〉
1)会費の額は、単身者世帯も複数者世帯も 1 世帯につき月額 250 円とする。
2)会員は会費の 1 ヶ年度分を前納する。
3)会員からの申出があった中途退会者には、脱会申出月の翌月分から精算返金する。

4 条　〈構成団体の会則〉
1)本会を構成する、若宮シニア会、若宮子ども会、若宮大路さわやかサポーターズについては、各々が会則を定め運営する。

5 条　（保険加入）
1）会務遂行のため、関係する会員に対して、必要に応じた保険に加入することができる。

付記　この内規は、令和 5 年 4 月 2 日開催の総会において改定されたものです。

以上